

第 2 1 回 壬生町農業委員会総会 議事録

令和 7 年 3 月 2 1 日（金）【午前 1 0 時 0 5 分開会】

1. 開催日時 令和 7 年 3 月 2 1 日（金）午前 1 0 時 0 5 分から午前 1 1 時 5 8 分
2. 開催場所 壬生町役場 1 0 1 会議室
3. 出席委員 9 人
会長 1 0 番 大橋 好一
会長職務代理者 8 番 琴寄 成人
委員 1 番 早乙女春香 2 番 安納 一雄 3 番 高橋 宏治 5 番 鯉沼 玲子
6 番 大関 孝男 7 番 葭葉 孝男 9 番 木野内佳代子
4. 参集推進委員
大橋 肇推進委員 中川義人推進委員長
5. 議事日程
開 会
議事録署名委員の指名
会議書記の指名
議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の件について
議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の件について
議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について
議案第 4 号 壬生町農用地利用集積計画の件について
報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の件について
報告第 2 号 農地法第 4 条の規定による届出の件について
報告第 3 号 農地法第 5 条の規定による届出の件について
その他
閉 会
6. 農業委員会事務局職員
事務局長 岡 洋子 局長補佐兼農地調整係長 宇賀神 尚
局長補佐 赤羽根和男 主任 松本ひなた
7. 会議の概要
令和 7 年 3 月 2 1 日（金）【午前 1 0 時 0 0 分開会】

●局長 定刻になりましたので、第21回壬生町農業委員会総会を開会いたします。
ただ今の出席委員は9名で、刀川正己農業委員より欠席の連絡をいただいております。また、大橋 肇推進委員、中川義人副推進委員長にも出席をいただいております。総会開催の定足数に達しておりますので、本総会は成立いたします。

それでは、会長よりあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。

○会長 改めましておはようございます。この近くに河津桜が4、5本植わっておりますが、咲き始めてきて、いよいよ春が到来したかなということで、お帰りの際には見ていただければと思います。

また、今月の17日の、草刈り作業には非常に多くの委員さんに集まっていたいただき、作業を行っていただき、どうもありがとうございました。おかげさまで雑草の繁茂した田んぼがきれいに復活して、口だけでなく、除草作業という行動を通して、農業委員会の事業の一環として周りの方に示すことが出来たかと思います。

また、先日、農業振興地域整備計画促進協議会があり、再生協議会から今年の経営所得安定対策交付金の申請について説明会があったかと思いますが、その際に、農政課から、地域計画について説明があり、これから農地を借り受ける際には、地域計画の中に名前が載っていることが必要だということ、また国からの補助金を利用する際にも同様に名前が載っていることが必要であるということでした。もし身近にそのような方いましたら、農政課まで問い合わせいただければということでしたので、お伝えいただければと思います。

本日の日本農業新聞に載っていましたが、今後、地域計画の変更を行うことが出てくると思います。地域計画内の農地転用や農地の耕作者の変更の際に、どこが担うのか、ということで、地域計画策定に携わってきた農業委員会が適任かなというところではありますが、今後県農業会議や農政課で検討いただいて、もし、農業委員会でいうことになりましたら、農振除外の審査会のような形で変更していかなければならないかと思っております。

皆様には本日も慎重な審議をいただいて、議事を進めさせていただきたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

●局長 ありがとうございました。総会の議事進行につきましては、農業委員会総会規則第5条の規定により、会長をお願いいたします。

○議長 それでは、壬生町農業委員会総会規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

○議長 それでは、3番 高橋宏治委員、5番 鯉沼玲子委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記は、事務局職員の 宇賀神局長補佐を指名いたします。

○議長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

●事務局 議案書の朗読と説明（宇賀神農地調整係長）

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」、
議案に従いまして、ご説明いたします。

第1項

譲渡人 _____ (原宿) 自作地 58㌥ 貸付地 30㌥

譲受人 _____ (原宿) 自作地 267㌥ 借受地 80㌥
(土地の表示)

壬生町大字藤井字道上 _____ 田 1040㎡

売買による所有権移転 _____ 円/10a 稼働3人

第2項

譲渡人 _____ (星の宮) 自作地 21㌥

譲受人 _____ (星の宮) 自作地 186㌥ 借受地 21㌥
(土地の表示)

壬生町大字藤井字天神裏 _____ 畑 755㎡

売買による所有権移転 _____ 円 稼働2人

第3項

譲渡人 _____ (上町) 自作地 45㌥ 貸付地 12㌥

譲受人 _____ (栃木市) 自作地等なし
(土地の表示)

壬生町大字上稲葉字沼上_____ 田 5 8 6 m²

売買による所有権移転_____円 稼働 2 人

第 4 項

譲渡人 _____	(西部)	自作地	8 9 ㍓	貸付地	1 7 ㍓
_____	(西部)	自作地	1 3 ㍓	貸付地	1 3 3 ㍓
_____	(西部)	自作地	2 3 1 ㍓	貸付地	3 7 ㍓

譲受人 _____ (北原) 自作地 7 8 7 ㍓ 借受地 2 4 2 ㍓
(土地の表示)

壬生町大字羽生田字前田_____	田	4 4 2 2 m ²
壬生町大字羽生田字北原_____	畑	1 2 1 6 m ²
壬生町大字羽生田字北原_____	畑	1 1 5 3 m ²
壬生町大字羽生田字北原_____	畑	8 0 9 m ²
壬生町大字羽生田字新郭_____	畑	1 3 3 8 m ²
壬生町大字羽生田字新郭_____	畑	1 3 6 1 m ²
壬生町大字羽生田字新郭_____	畑	5 1 9 m ²
合計		1 0 8 1 8 m ²

売買による所有権移転_____円 稼働 4 人

なお、第 1 項から第 4 項案件につきまして、農地法第 3 条第 2 項第 1 号の全部効率利用要件、同第 4 号の農作業常時従事要件について、申請書、添付書類、農地台帳等により確認いたしました。説明は以上です。

○議長 それでは、第 1 項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 1 番 早乙女 春香 委員

●1 番 早乙女 春香 委員 (1 項の現地調査の結果並びに補足説明)

議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の件について」第 1 項について説明いたします。

去る 3 月 1 5 日に私と刀川正己農業委員、鈴木進吉推進委員と、譲受人の__

_____氏立会いのもと、現地確認をいたしました。チェックシートに従い、1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生じる恐れはなく、農地法第3条第2項第6号の地域との調和要件も満たしておりました。以上ご報告いたします。

○議長 ありがとうございました。それでは、第1項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 他にございますか。発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第1項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、第2項案件を議題といたします。
ただいまの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 7番 葭葉 孝男 委員

●7番 葭葉 孝男 委員 (2項の現地調査の結果並びに補足説明)

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」第2項について説明いたします。

去る3月17日に私と鯉沼玲子農業委員、戸崎裕司推進委員と、譲受人の_____氏立会いのもと、現地確認をいたしました。チェックシートに従い、1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生じる恐れはなく、農地法第3条第2項第6号の地域との調和要件も満たしておりました。以上ご報告いたします。

○議長 ありがとうございました。それでは、第2項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

- 議長 他にございますか。発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- 議長 全員賛成ですので、議案第1号第2項は、原案のとおり決定いたしました。

- 議長 次に、第3項案件を議題といたします。
ただいまの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

- 議長 8番 琴寄 成人 委員

●8番 琴寄 成人 委員 (3項の現地調査の結果並びに補足説明)

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」第3項について説明いたします。

去る3月18日に私と大関孝男農業委員、大橋和枝推進委員と、譲渡人の____氏代理人の行政書士の____氏立会いのもと、現地確認をいたしました。チェックシートに従い、1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生じる恐れはなく、農地法第3条第2項第6号の地域との調和要件も満たしておりました。以上ご報告いたします。

- 議長 ありがとうございます。それでは、第3項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

- 議長 他にございますか。発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- 議長 全員賛成ですので、議案第1号第3項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、第4項案件を議題といたします。
ただいまの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 9番 木野内 佳代子 委員

●9番 木野内 佳代子 委員（4項の現地調査の結果並びに補足説明）

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」第4項について説明いたします。

去る3月15日に私と葭葉孝男農業委員、高山ゆき子推進委員と、譲受人の____氏立会いのもと、現地確認をいたしました。チェックシートに従い、1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生じる恐れはなく、農地法第3条第2項第6号の地域との調和要件も満たしておりました。以上ご報告いたします。

○議長 ありがとうございました。それでは、第4項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長 他にございますか。発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第4項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第4項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

●事務局 議案書の朗読と説明（宇賀神農地調整係長）

それでは、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請の件について」ご説明します。

第1項

貸 人 _____ (上長田)

借 人 _____ (安塚中央)

_____ (安塚中央)

(土地の表示)

壬生町大字安塚字下原 _____ 田 2 8 1 m²

一般住宅敷地 1 0 年間の使用貸借権の設定

第 2 項

譲渡人 _____ (舟町)

譲受人 株式会社 _____

代表取締役 _____ (神奈川県)

(土地の表示)

壬生町大字北小林字榎木 _____ 畑 9 9 3 m²

太陽光発電設備敷地 売買による所有権移転

第 3 項

賃貸人 _____ (北小林)

賃借人 合同会社 _____

代表社員 株式会社 _____

職務執行者 _____ (宇都宮市)

(土地の表示)

壬生町大字北小林字榎木 _____ 畑 3 6 2 5 m²

太陽光発電設備敷地 3 0 年間の賃借権の設定

第 4 項

譲渡人 _____ (今井)

譲受人 _____ (高根沢町)

(土地の表示)

壬生町大字壬生乙字愛宕裏 _____ 畑 2 6 7 m²

駐車場敷地 売買による所有権移転

第5項

賃貸人 _____ (鯉沼)

賃借人 _____ (下野市)
(土地の表示)

壬生町大字福和田字東原 _____ 畑 3 6 5 8 m²

園芸用土採取 1年間の賃借権の設定

第6項

譲渡人 _____ (安塚中央)

譲受人 _____ (安塚中央)
(土地の表示)

壬生町大字安塚字前田 _____ 田 7 1 3 m²

駐車場敷地 売買による所有権移転

○議長 ただいまの事務局の説明に関連して、この件については去る3月14日の調査委員会において調査済みですので、第1項案件について、調査委員長の 8番 琴寄 成人 委員 から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

● 8番 琴寄 成人 委員 (1項案件について報告)

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件について、現地調査委員会の調査結果を報告いたします。

現地調査については、3月14日金曜日に私と木野内佳代子農業委員、安納一雄農業委員、大橋 肇推進委員。中川義人推進委員、宇賀神 尚局長補佐、赤羽根和男局長補佐の7名で調査いたしました。

第1項案件についてご報告します。

申請地は、 _____ から東へ約150mのところに位置しており、第3種農地に該当します。

事業計画書によると、借人は、現在、 _____ のアパートに住んでおり、住宅の建築を検討していました。本人達が所有する土地はなく、親族が所有する土地及び周辺土地を検討したところ、条件に合う建築可能な土地が申請地以外になく、

今回の申請地を選定しました。

事業資金約_____万円については、融資及び自己資金で対応するため、金融機関からの残高証明書及び融資証明書が添付されております。

以上のことから、第3種農地であり、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議長 3番 高橋 宏治 委員

●3番 高橋 宏治 委員
使用貸借の期間が10年間と短いのですが、何か理由があるのですか。

●事務局説明（宇賀神農地調整係長）
申請書の中にこの使用貸借の期間で挙がってきております。

●3番 高橋 宏治 委員
ちなみに融資期間はどのくらいの期間になっていますか。

●事務局説明（宇賀神農地調整係長）
申請書を確認いたします。

●3番 高橋 宏治 委員
もし出来るならば、融資期間と使用貸借期間を合わせていただいた方がいいか
と思います。

●事務局説明（宇賀神農地調整係長）
申請書では融資期間は35年間となっています。

●3番 高橋 宏治 委員
でしたら、その期間に使用貸借の期間も合わせた方がいいと思います。

●事務局説明（宇賀神農地調整係長）
申請者の代理人に確認してみます。10年間とした意味があるのかどうか。特

に意味がないようでしたら、その話をしてみます。

○議長 この貸人の_____さんというのはいくつくらいの方なのかですか。

●事務局説明（宇賀神農地調整係長）

この_____さんというのは、借人の_____さんの父親で、_____歳の方です。

○議長 親子ということであればいいですが、全くの他人であれば、10年間の使用貸借の契約が切れた場合は、再設定するのでしょうか。その間に亡くなってしまった場合には、使用貸借の権利の相続というのはないのですよね。高橋委員さん、それでいいのですよね。

●3番 高橋 宏治 委員

借主が亡くなった場合は、契約は終了しますが、貸主が亡くなった場合は、貸す権利が相続されるので継続します。

●7番 葭葉 孝男 委員

継続しますよね。

○議長 10年間の間に親が亡くなった場合は、継続するかもしれませんが、10年の契約期間が終了した後は、継続しないで、再設定しなければならないのですよね。

●3番 高橋 宏治 委員

そうです。

○議長 ということは10年経った際に、家が建っているのに、使用貸借を再設定しないということはないと思うのですが、そこを心配しているのですよね。

●事務局説明（宇賀神農地調整係長）

今まで、親子間の使用貸借権で住宅敷地の農地転用が何件もありましたが、その中で10年間というのは確かに短い期間ですが、その期間と融資期間とが必ずしも合っていないなくても許可を出していました。今後の取扱いとしては、期間を揃えるようにと言えると思うのですが、今回の件はどうでしょうか。

●3番 高橋 宏治 委員

確かに農地転用の許可を出して地目変更されてしまえば、その後については手を離れるのですが、ただ、実態上の申請の計画として、10年間という根拠があれば。例えば10年経ったら売却するとかというのであればいいのですが、恐らく継続して住み続けると思うので、それならば適正な考え得る期間にしていた方がいいのではないかと思います。何も根拠がないのであれば、融資期間にするなど。住宅敷地で10年というのは確かに短いと思います。

●事務局説明（宇賀神農地調整係長）

確認してみます。

○議長 10年間というのは、確かに短いと思うので、ある程度長い期間にしてくださいよう、申請受付の際に話していただければ。だめではないのですが。

○議長 その他に何かございますか。

（質問意見なし）

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第2項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

○議長 8番 琴寄 成人 委員

●8番 琴寄 成人 委員（2項案件について報告）

次に第2項案件について報告します。

申請地は、_____の北に位置しており、第2種農地に該当します。

事業計画書によると譲受人は、太陽光発電パネル172枚、パワーコンディショナー10台を設置し、売電単価_____円、発電量は_____kw、年間売電

額約_____万円を想定しております。土地の選定については、日照量を確保しやすく、周辺の農地への影響も軽微である農地を選定しております。

事業資金約_____万円については、自己資金で対応するため、金融機関からの残高証明書が添付されております。

隣接土地所有者の転用同意書は、添付されております。また、誓約書も添付されております。

以上のことから、第2種農地であります。代替性の検討を行っており、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第2項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第3項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

○議長 8番 琴寄 成人 委員

●8番 琴寄 成人 委員 (3項案件について報告)

次に第3項案件について報告します。

申請地は、_____の北に位置しており、第2種農地に該当します。

事業計画書によると譲受人は、太陽光発電パネル590枚、パワーコンディショナー_____kwを3か所設置し、売電単価_____円、発電量は_____kwh、年間売電額約_____万円を想定しております。土地の選定については、日照

量を確保しやすく、周辺の農地への影響も軽微である農地を選定しております。

事業資金約_____万円については、自己資金で対応するため、金融機関からの残高証明書が添付されております。

出力50kW以上の太陽光発電施設を設置することから、『栃木県太陽光発電施設の設置・運営等に関する指導指針』に基づき、事業概要書が生活環境課に提出されております。

以上のことから、第2種農地であります。代替性の検討を行っており、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第3項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、3月28日開催の、栃木県農業会議常設委員会で意見聴取後、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第4項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

○議長 8番 琴寄 成人 委員

●8番 琴寄 成人 委員 (4項案件について報告)

次に第4項案件について報告します。

申請地は、_____から東に100mのところに位置しており、農振第2種農地に該当します。

事業計画書によると譲受人は、申請地南側の太陽光発電設備の保守管理用の駐車場として本申請地を選定しました。駐車台数を3台分確保し、防草シートで雑

草の繁殖を防ぐ計画となっております。

事業資金約____万円については、自己資金で対応するため、金融機関からの残高証明書が添付されております。

以上のことから、第2種農地ではありますが、代替性の検討を行っており、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第4項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第4項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第5項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

○議長 8番 琴寄 成人 委員

●8番 琴寄 成人 委員 (2項案件について報告)

次に第5項案件について報告します。

申請地は、_____から南西に約850mのところに位置しており、農振農用地に該当します。

事業計画書によると賃借人は、赤玉土・鹿沼土採取のため、隣接地から保安距離を西側、北側、東側は2mを確保し、南側は宅地部分を3m。その他の部分を1m確保し、防護ネットを施すことになっています。掘削深は、最大3.3mとなっています。埋戻用土の調達方法は、_____にある(株)_____のストックヤードにある残土を予定しております。採取した土は、_____にある_____、_____等に販売する予定となっております。

事業資金約_____万円については、自己資金で対応するため、金融機関からの
残高証明書が添付されております。

以上のことから、農振農用地ではありますが、園芸用土採取のための一時転用で
あり、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、
調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。審議のほ
どよろしくお願いいたします。

○議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、
調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第5項につ
いて、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第5項は原案のとおり決定いたしました。本案
件については、3月28日開催の栃木県農業会議常設審議委員会で見聞聴取後、壬
生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第6項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願い
いたします。

なお、本案件は、_____委員が譲受人となる事案です。農業委員会法第31
条の規定により、議事参与が制限されます。____委員は、当該事案の議事にあたり
退席することになります。

○議長 それでは、____委員は退席をお願いいたします。

(_____委員 退席)

●8番 琴寄 成人 委員(6項案件について報告)

次に、第6項案件についてご報告します。

申請地は、_____から北に380mのところに位置しており、
第1種農地に該当します。

事業計画書によると、譲受人は、事業拡大に伴い、事務所の新設を計画してお

り、従業員の増員、顧客の増加を見込み、駐車場の増設を計画しました。

事業資金約_____万円については、自己資金で対応するため、金融機関からの
残高証明書が添付されております。

以上のことから、第1種農地ではありますが、不許可の例外規定の『住宅その他
申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な
施設で集落に接続して設置されたもの』に該当することから、立地基準、一般基
準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては、
許可やむなしとなりましたので報告します。審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、
調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第6項につい
て、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第6項は原案のとおり決定いたしました。本案
件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。
_____委員は、席にお戻りください。

(_____委員 着席)

○議長 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件
について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

●事務局 議案書の朗読と説明（宇賀神農地調整係長）

それでは、議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の
件について」ご説明します。

第1項

貸貸人 _____

(鹿沼市)

賃借人 株式会社_____

代表取締役 _____（鹿沼市）

（土地の表示）

壬生町大字羽生田字北原_____ 畑 2 2 7 7 m²

園芸用土採取を目的として令和6年3月21日付で一時転用の許可を受けておりますが、今回、令和8年3月20日までの1年間の許可期間の延長を目的とした事業計画の変更申請となっております。説明は以上です。

○議長 ありがとうございました。ただいまの事務局の説明に関連して、この件については、去る3月14日の調査委員会において調査済みですので、第1項案件について調査委員長の8番 琴寄 成人 委員から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●8番 琴寄 成人 委員（1項案件について報告）

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について、現地調査委員会の調査結果を報告いたします。

現地調査については、農地法第5条の現地調査と同じ3月14日金曜日に、同じメンバーで調査いたしました。

第1項の案件についてご報告します。

本案件については、転用目的が園芸用土採取で許可を受けていたものを、令和8年3月20日まで許可期限を延長するものです。期間延長の理由については、赤玉土・鹿沼土の品質が想定していたものより悪く、販売先に計画的に受け入れてもらえなかったため、埋戻しの時間が確保できなくなったためです。

以上のことから、変更の内容が転用許可基準上も問題はなく、事業計画変更承認基準にも該当しておりますので、調査委員会としては、許可やむなしとなりましたので報告します。審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第3号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 次に、議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件について」を議題といたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の件について、事務局より説明をお願いします。

なお、本案件には、新規分賃借権の案件で_____委員が、再設定分賃借権の案件で私が設定人となる事案が含まれております。農業委員会法第31条の規定により、議事参与が制限されておりますので、当該事案の議事については、_____委員と私は退席することになります。

それでは、改めまして、事務局より説明をお願いします。

●事務局 記載のとおり説明〔宇賀神農地調整係長〕

それでは議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件について」、利用権の設定等各筆明細に従いご説明いたします。

議案書6ページから10ページ、利用権設定の新規・賃借権分について、記載のとおり24件の申請で、面積合計が120,961㎡となっております。

次に議案書11ページ、利用権設定の新規・使用賃借権分について、記載のとおり申請が4件、面積合計が9,642㎡となっております。

次に議案書の12ページ、13ページ、利用権設定の再設定・賃借権分について、記載のとおり申請が7件、面積合計が30,028㎡となっております。

次に議案書14ページ、利用権設定の再設定・使用賃借権分について、記載のとおり申請が1件、面積合計が894㎡となっております。

次に議案書の15ページから17ページ、一括方式の新規・賃借権分について、記載のとおり申請が5件、面積合計が75,034㎡となっております。

次に議案書の18ページ、一括方式の新規・使用賃借権分について、記載のとおり申請が3件、面積合計が17,092㎡となっております。

最後に、議案書の19ページ、20ページ、所有権移転分について、記載のとおり申請が6件、面積合計が17,071㎡となっております。

以上、各案件は農業経営基盤促進法第18条の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。

○議長　ただいま事務局から説明のありました「壬生町農用地利用集積計画の件について」のうち、_____委員と私が設定人となる事案を除き、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長　発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件について」のうち、_____委員と私が設定人となる事案を除き、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長　全員賛成ですので、議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件について」のうち、_____委員と私が設定人となる事案を除き、原案のとおり決定いたしました。

○議長　ここで、_____委員に退席をお願いします。

（_____委員　退席）

○議長　先ほど事務局から説明のありました「壬生町農用地利用集積計画の件について」のうち、_____委員が設定人となる事案について、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

（質問意見なし）

○議長　発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件について」のうち、_____委員が設定人となる事案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長　全員賛成ですので、議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件について」のうち、_____委員が設定人となる事案について、原案のとおり決定いたしました。

○議長　それでは、____委員は席にお戻りください。

(____委員　着席)

○議長　続きまして、ここで、議長を琴寄職務代理に交代し、私は退席いたします。

(大橋会長　退席)

(琴寄職務代理　議長席に着席)

○議長（琴寄職務代理）

会長退席のため、議長を務めさせていただきます。

先ほど事務局から説明のありました「壬生町農用地利用集積計画の件について」のうち、大橋好一会長が設定人となる事案について、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

(質問意見なし)

○議長（琴寄職務代理）

発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第４号「壬生町農用地利用集積計画の件について」のうち、大橋好一会長が設定人となる事案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長（琴寄職務代理）

全員賛成ですので、議案第４号「壬生町農用地利用集積計画の件について」のうち、大橋好一会長が設定人となる事案について、原案のとおり決定いたしました。

○議長（琴寄職務代理）

ここで、退席されていましたが大橋会長にお戻りいただき、議長を交代したいと思います。

(琴寄職務代理　自席へ　着席)

(大橋会長　議長席へ　着席)

○議長 次に報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」は、議案書の21ページから25ページのとおり14件の届出がございました。

内容については、記載されているとおり、相続による農地の所有権取得に伴う届出でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

○議長 ただいまの報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第1号を終わります。

○議長 次に報告第2号「農地法第4条の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第2号「農地法第4条の規定による届出の件について」は、議案書の26ページのとおり3件の届出がございました。

これらについては、市街化区域内の農地における自己用の転用届出であり、内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

○議長 ただいまの報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第2号は終わります。

○議長 次に報告第3号「農地法第5条の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第3号「農地法第5条の規定による届出の件について」は、議案書の27ページのとおり6件の届出がございました。

これらについては、市街化区域内の権利の移動を伴う転用届出であり、内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

○議長 ただいまの報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第3号は終わります。

○議長 その他に何かございますか。

○議長　よろしいですか。それでは、以上をもちまして、第21回壬生町農業委員会
総会を閉会いたします。大変お疲れさまでした。

【午前11時58分閉会】

会　長　大橋　好一

3　番　高橋　宏治

5　番　鯉沼　玲子